

議案第57号

逗子市印鑑条例の一部改正について

逗子市印鑑条例の一部を次のように改正する。

令和元年12月3日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市印鑑条例の一部を改正する条例

逗子市印鑑条例（昭和51年逗子市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる者については、印鑑の登録を受けることができないものとする。

- (1) 15歳未満の者
- (2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第11条第1項第6号を次のように改める。

- (6) 意思能力を有しない者となったとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の公布に伴い、印鑑登録証明事務処理要領（昭和49年自治振第10号自治省行政局振興課長から各都道府県総務部長あて通知）の一部が改正されることから、印鑑登録資格の改正の要あるため提案する。